

北九州市設計業務委託若手・女性・担い手育成表彰要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、北九州市が発注する設計業務委託（以下「設計業務」という。）において成績評定が良好なもののうち、優れた技術力等で貢献した若手技術者・女性技術者・ベテラン技術者を本市が表彰することにより、設計業務に携わる技術者の意識向上や、建設技術の継承、次世代の担い手確保・育成に資することを目的とする。

(若手技術者・女性技術者の表彰対象)

第2条 若手技術者・女性技術者の表彰対象者は以下のすべての要件を満足した上で、技術監理局の審査にて選定された技術者とする。

- (1) 本市が発注する500万円を超える設計業務委託（以下「当該業務委託」という。）を受注した建設コンサルタントに所属
- (2) 若手技術者（満40歳以下）又は、女性技術者
- (3) 当該業務委託受注後に「設計業務委託若手技術者・女性技術者表彰候補者リスト」に登録された技術者
- (4) 当該業務委託の成績評定が75点以上で、その業務を中心的に執行した管理技術者又は担当技術者

2 前項に規定する対象の詳細については、別途要領に定める。

(ベテラン技術者の表彰対象)

第3条 ベテラン技術者の表彰対象者は以下のすべての要件を満足した上で、技術監理局の審査にて選定された技術者とする。

- (1) 本市が発注する500万円を超える設計業務委託（以下「当該業務委託」という。）を受注した建設コンサルタントに所属
- (2) 満41歳以上
- (3) 「設計業務委託ベテラン技術者表彰候補者リスト」に登録された技術者
- (4) 当該業務委託の成績評定が75点以上で、同業務委託で「設計業務委託若手技術者・女性技術者表彰候補者リスト」に登録された若手技術者・女性技術者に対し、次世代の担い手育成に顕著な貢献をした管理技術者、担当技術者又は照査技術者

2 前項に規定する対象の詳細については、別途要領に定める。

(欠格事項)

第4条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）
第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれら
と密接な関係を有するものは、表彰の対象としない。

(表彰及び公表)

第5条 市長は、第2条第1項に該当する技術者を表彰する。
2 前項に規定する表彰の詳細及びその結果の公表については、別途要領に定める。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、運用にあたり必要な事項は技術監理局長が定
める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月27日から施行する。